

No. 1238 (2023. 6.15)

エネルギー価格の上昇と減税

—従価税と従量税の減税効果の相違に着目して—

はじめに

I エネルギー価格の動向

II 諸外国におけるエネルギー課税を
めぐる減税の事例

- 1 従価税の減税の事例
- 2 従量税の減税の事例

III 従価税と従量税の違いと減税を通
じた効果

- 1 価格上昇時における従価税と
従量税の影響の違い
- 2 諸外国における従価税と従量
税の減税を通じた効果

おわりに

キーワード：ガソリン、軽油、従量税、従価税、所得効果、代替効果、中立性、
垂直的公平性

- 2021年以降のエネルギー価格の上昇を背景として、諸外国ではエネルギーに対する従価税や従量税の減税事例が見られた。エネルギーの価格が上昇すると、従価税の場合、税額も上昇する結果、消費に占めるエネルギー支出割合が高い低所得世帯により大きな負担が及ぶが、従量税の場合、税込価格は税抜価格の上昇分以上には上がらず、従価税のような問題は生じない。
- このように考えると、諸外国で行われているエネルギーを対象とした従価税（付加価値税等）の減税は、所得再分配政策として位置付けることができるが、従量税の減税は、経済学的な観点から明確に位置付けることが難しい。国民生活の視点に立ったエネルギー価格高騰対策として何が適当であるかについて、減税はもちろん、それ以外の政策手段も視野に入れた更なる議論が期待される。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

財政金融課 たむら 田村 なつみ

はじめに

今般、世界的な物価の高騰が続いている。中でも、燃料¹は、OPEC プラス²による原油の減産やロシアによるウクライナ侵攻等を背景として供給不足が生じていることから、他の品目と比較しても大幅に価格が上昇している。こうした状況を踏まえて、クリーンエネルギー中心の経済・産業構造へと転換する必要が指摘されているものの³、その実現には一定の時間を要する。

燃料を始めとしたエネルギーは、一般的な財・サービスとは異なり、あらゆる財・サービスの生産や消費に必要とされるという意味合いにおいて、特殊な財である。このため、エネルギー価格が高騰する中、世界の各国が、企業や消費者の負担軽減を図るため、こぞってエネルギー価格を実質的に引き下げることが主眼とした様々な政策に取り組んでいる。

我が国では、目下のエネルギー価格の高騰による消費者の負担を軽減するため、燃料油価格激変緩和補助金⁴が導入されている⁵。このほか、揮発油（ガソリン）の市場価格高騰時に「当分の間税率」の適用を停止する措置（以下「トリガー条項」⁶）の発動も検討されたが、事業者の事務負担や国・地方の財政への影響に鑑みて実施は見送られた⁷。

翻って、諸外国でも、エネルギー価格の高騰への対策として、エネルギー課税⁸の税率を引き下げる動きが見られる。エネルギー課税には、エネルギー価格に一定割合の税率が課される従価税（ad valorem tax. 典型的には付加価値税）と、重量等で表示されたエネルギーの単位に対して一定額の税率が課される従量税（specific tax. 典型的には燃料税⁹を始めとする個別間接税）

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和5（2023）年5月30日である。

¹ 本稿における燃料は、ガソリン、灯油、軽油、重油等の液体燃料、石炭等の固体燃料、天然ガス等の気体燃料の総称である。

² 石油輸出国機構加盟国（イラン、イラク、クウェート、サウジアラビア、ベネズエラ、リビア、アラブ首長国連邦、アルジェリア、ナイジェリア、ガボン、アンゴラ、赤道ギニア、コンゴ）に加えて、アゼルバイジャン、オマーン、カザフスタン、スーダン、バーレーン、ブルネイ、マレーシア、南スーダン、メキシコ、ロシアの10か国で構成される組織。原油の供給量を調整することで、原油価格の安定を目指す。

³ 資源エネルギー庁「エネルギーの安定供給の再構築」（総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会（第50回会合）資料1）2022.9.28. <https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/2022/050/050_004.pdf>

⁴ 全国平均のガソリン価格が基準とする価格を超えた場合に、燃料油元売りに支給される補助金。現在、基準となる価格は1ℓ当たり168円程度であり、補助金額は1ℓ当たり25円である。同補助金の実施に当たっては、令和3（2021）～令和4（2022）年度の予備費等から3.2兆円が充てられ、令和4（2022）年度第2次補正予算において3.0兆円が計上されている。

⁵ 電気・都市ガス料金の負担軽減を図るため、電気料金又は都市ガス料金の値引きを行った小売事業者等にその値引きの原資を支援する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」も実施されている。同事業の実施に当たっては、令和4（2022）年度第2次補正予算において3.1兆円が計上されている。

⁶ 揮発油税の本則税率は1ℓ当たり2万4300円、地方揮発油税の本則税率は1ℓ当たり4,400円であるところ、当分の間、揮発油税の税率は1ℓ当たり4万8600円、地方揮発油税の税率は1ℓ当たり5,200円とされている（「当分の間税率」）。「トリガー条項」とは、ガソリンの平均小売価格が3か月連続で1ℓ当たり160円を超えた場合に、「当分の間税率」の適用を停止し、本則税率を適用する制度である。しかし、この「トリガー条項」は、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（平成23年法律第29号）に基づき、当分の間、その適用を停止することとされている。

⁷ 「ガソリン高でトリガー条項発動なら、地方税収「年5000億円減」、総務相が試算提示、自治体との調整必要に」『日本経済新聞』2022.2.23; 「トリガー条項、検討継続 自公と国民、原油高で協議」『日本経済新聞』2022.4.19, 夕刊。

⁸ 一般的には、燃料税（次注参照）を指すが、本稿では付加価値税を含むエネルギーに課される税をいう。

⁹ 本稿では、燃料の製造又は引取に対して課される税の総称として、燃料税という語を用いる。我が国において燃料税に相当するのは、揮発油税（国税）、軽油引取税（地方税）、石油ガス税（国税）、石油石炭税（国税）、地方揮発油税（地方税）等である（いずれも従量税）。また、諸外国でも、ガソリン税等の燃料税が中央政府又は地方政府によって課されている。

がある。エネルギー価格が高騰する状況下でどちらの種類の税について減税を実施したかは、そもそも各国が既に導入している税の種類がいずれであるかという点からも影響を受けつつ、国によって対応が分かれている。

ここで注目されるのは、公共経済学等の理論を前提にすると、一般に従価税と従量税では、価格の上昇に伴う経済的な影響、すなわち、家計の行動や税制の「中立性」・「垂直的公平性」に対して及ぼす影響が異なるという点である。その点について整理しておくことは、物価高騰対策をめぐる今後の政策論議に資するという観点からも、少なからぬ意義がある。

そこで、本稿では、エネルギー価格が高騰した場合の対策として様々な政策手段が考えられる中で、減税に焦点を絞り、まず、諸外国におけるエネルギー価格の動向やエネルギー課税を対象とした減税（税率引下げ等）の事例について概観する。その上で、従価税と従量税のそれぞれの下で課税対象となっている商品の価格が上昇した場合に、税制の「中立性」や「垂直的公平性」にどのような影響の違いが生じるのか、そして従価税又は従量税の減税を通じてもたらされる経済的な効果の違いは何であるのかについて、経済学的な考え方の整理を試みることにする¹⁰。

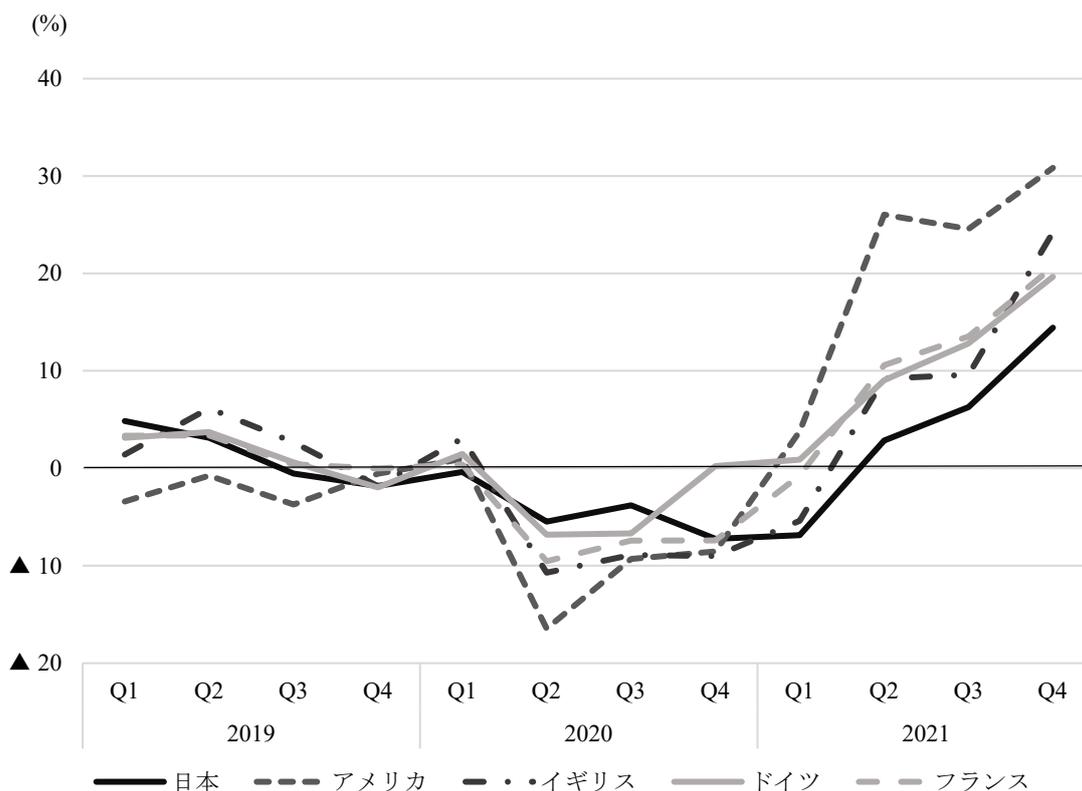
I エネルギー価格の動向

諸外国においては、程度の差こそあるものの、2021年頃から消費者物価の上昇傾向が見られる。例えば、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスにおけるエネルギー価格の動向を見てみると、いずれの国でも、とりわけ家計にとってのエネルギー価格が、消費者物価指数の総合と比較しても大きく上昇している。2021年第4四半期には、エネルギー価格の上昇率は、アメリカにおいては前年同期比30.8%（消費者物価指数（総合）は前年同期比6.7%）、イギリスにおいては24.2%（同4.4%）、ドイツにおいては19.7%（同5.0%）、フランスにおいては20.7%（同2.7%）に達している（図1）。

我が国においては、2021年末まで消費者物価指数（総合）は前年同期比でほとんど横ばいであった。他方で、エネルギー価格は、2021年以降、大きく上昇している。エネルギー価格の上昇率は、諸外国と比較すると小幅であるものの、2021年第4四半期には前年同期比14.4%（消費者物価指数（総合）は前年同期比0.5%）となっている（図1）。

¹⁰ 我が国のエネルギー消費に占める割合（令和2（2020）年度）は、家庭部門が15.8%、運輸部門が22.3%、企業・事業所等が61.9%であり、エネルギー消費の過半が企業・事業所等によって行われている（資源エネルギー庁『令和3年度エネルギーに関する年次報告（エネルギー白書2022）』2022.6, pp.78-79. <<https://www.enecho.meti.go.jp/about/whitepaper/2022/html/2-1-2.html>>）。もともと、企業によるエネルギー消費は中間投入として行われており、その価格の上昇に伴うコスト増は、中長期的には企業・事業所等から財・サービスの最終消費者である家計に転嫁され、最終的には家計が負担しなければならない可能性が大きいと考えられる。そこで、本稿では、説明を簡略化するため、エネルギー価格の上昇に伴う従価税と従量税を通じた経済的な効果の相違について、家計による税負担に着目して考察を行うことにする。

図1 エネルギー価格の前年同期比変化率



(出典) “A Global Database of Inflation,” 2022.4.19. The World Bank website <<https://www.worldbank.org/en/research/brief/inflation-database>> を基に筆者作成。

II 諸外国におけるエネルギー課税をめぐる減税の事例

エネルギー価格の上昇に対応するため、諸外国においてはエネルギー課税の税率を引き下げる動きが見られる。エネルギー課税には従価税と従量税の2種類の課税方式があり、どちらの種類の税について減税が実施されたかは、各国で既に導入されている税の種類からも影響を受けつつ、国によって異なっている。本章では、従価税を減税した国の事例と従量税を減税した国の事例についてそれぞれ紹介する。

1 従価税の減税の事例

エネルギー関係の品目について従価税である付加価値税の減税を行っている国の事例は、エネルギー関係の個別の品目についてのみ減税を行っている事例と全ての品目について減税を行っている事例に分けられる。

燃料などの品目に限って従価税の減税を実施した国は、数多く見られる(表1)。中には、オランダやベルギーのように電力について付加価値税の減税を行っている国もある。

表1 個別の品目に限って従価税を減税した事例

減税の実施国	減税の概要（【 】内は減税の実施期間）
ドイツ	天然ガス・地域熱供給につき、付加価値税の適用税率を19%から7%に引下げ 【2022年10月1日～2024年3月31日】
イタリア	家庭・工業向けの天然ガスにつき、付加価値税の適用税率を22%又は10%から5%に引下げ 【2021年10月1日～2023年6月30日】
バルバドス	付加価値税の納税額の上限をガソリンにつき1ℓ当たり0.47バルバドス・ドル、軽油につき0.37バルバドス・ドルに設定 【2022年3月16日～2023年1月31日】
	250kWまでの電力の利用につき、付加価値税の適用税率を17.5%から7.5%に引下げ 【2022年8月1日～2023年1月31日】
ベルギー	住宅用の電力につき、付加価値税の適用税率を21%から6%に引下げ 【2022年3月1日～2023年3月31日→恒久化】
	住宅用の天然ガスにつき、付加価値税の適用税率を21%から6%に引下げ 【2022年4月1日～2023年3月31日→恒久化】
ブルガリア	住宅用の天然ガス等につき、付加価値税の適用税率を20%から9%に引下げ 【2022年7月1日～2023年6月30日】
クロアチア	天然ガス、地域熱供給等につき、付加価値税の適用税率を13%から5%に引下げ 【2022年4月1日～2024年3月31日】
キュラソー	ガソリンスタンドへのガソリン、軽油の販売につき、付加価値税を6%から非課税に変更 【2022年5月13日～2023年2月12日】
エクアドル	付加価値税の適用税率を、ハイオクガソリンにつき13%から9.5%に、エクストラガソリンにつき5.85%から2%に、軽油等につき4%から2%に引下げ 【2023年1月18日～】
フィンランド	電力につき、付加価値税の適用税率を24%から10%に引下げ 【2022年12月1日～2023年4月30日】
オランダ	電力につき、付加価値税の適用税率を21%から9%に引下げ 【2022年7月1日～2022年12月31日】
北マケドニア	ガソリン、軽油等につき、付加価値税の適用税率を18%から10%に引下げ 【2022年3月17日～2022年5月31日】
パラグアイ	選択的消費税の課税ベースを以下の額に縮小 軽油：1ℓ当たり2,388.90パラグアイ・グアラニー ナフサ（未加工）：1ℓ当たり3,045.60パラグアイ・グアラニー ナフサ（RON 91）：1ℓ当たり6,033.30パラグアイ・グアラニー 【2022年2月4日～2022年10月31日】
ポーランド	付加価値税の適用税率を、電力につき23%から5%に、ガスにつき23%から0%に、ガス以外の燃料につき23%から8%に引下げ 【2022年2月1日～2022年12月31日】
スロベニア	電力、天然ガス等につき、付加価値税の適用税率を22%から9.5%に引下げ 【2022年9月1日～2023年5月31日】

（注）出典の情報を基に、実施されていること又は実施予定であることが確認できるものを掲げた。なお、既に終了した措置も含まれている。

（出典）IBFD, *Tax News Service* 各記事；各国政府及び議会のホームページ等を基に筆者作成。

なお、全ての品目について従価税である付加価値税の減税を行った国としては、ルクセンブルク、ボツワナが挙げられる（表2）。全ての品目について従価税を減税した場合、減収額が大きくなることもあり、実施国は少ない。

表2 全ての品目に対する従価税を減税した事例

減税の実施国	減税の概要（【 】内は減税の実施期間）
ボツワナ	付加価値税の税率を14%から12%に引下げ 【2022年8月1日～2023年3月31日】
ルクセンブルク	付加価値税の標準税率を17%から16%に、軽減税率を14%から13%、8%から7%に引下げ 【2023年1月1日～2023年12月31日】

（注）出典の情報を基に、実施されていること又は実施予定であることが確認できるものを掲げた。なお、既に終了した措置も含まれている。

（出典）IBFD, *Tax News Service* 各記事；各国政府及び議会のホームページ等を基に筆者作成。

2 従量税の減税の事例

これに対して、エネルギーに対する従量税の減税を行った主な国の事例は、表3のとおりである。イギリス、ドイツ等においてガソリンや軽油に対する従量税が軽減されたほか、アメリカやカナダの一部の州では従量税を凍結する動きが見られた。

表3 従量税を減税した事例

減税の実施国	減税の概要（【 】内は減税の実施期間）
アメリカ	一部の州でエネルギー価格高騰に対する対策を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ジョージア州：自動車燃料税を凍結【2022年3月18日～2023年1月10日】 ・メリーランド州：自動車燃料税を凍結【2022年3月18日から30日間】 ・コネチカット州：自動車燃料税を凍結【2022年4月1日～2022年12月31日】
イギリス	ガソリン及び軽油の燃料税の税率について、1ℓ当たり5ペンス軽減 【2022年3月23日から1年間】
ドイツ	エネルギー税の税率を以下のとおり軽減（EU指令（2003/96）で定められた最低税率まで引下げ） ガソリン：1ℓ当たり0.2955ユーロ軽減 軽油：1ℓ当たり0.1404ユーロ軽減 天然ガス（CNG/LNG）：1kg当たり0.0616ユーロ軽減 液化石油ガス（LPG）：1ℓ当たり0.1266ユーロ軽減 【2022年6月1日から3か月間】
イタリア	物品税を以下のとおり軽減 ガソリン・軽油：1ℓ当たり0.25ユーロ軽減 液化石油ガス：1kg当たり0.08516ユーロ軽減 【2022年3月22日～2022年11月30日】
カナダ	一部の州でエネルギー価格高騰に対する対策を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・アルバータ州：燃料税を凍結【2022年4月1日～2022年9月30日】 ※2022年10月1日から2022年12月31日までは、1ℓ当たり0.85カナダ・ドル軽減
ベルギー	軽油・ガソリンの特別物品税の税率について、軽油・ガソリンの最高価格が1ℓ当たり1.7ユーロを上回る間、1ℓ当たり0.14463ユーロ軽減 【2022年3月19日～2023年3月31日】
チェコ	軽油の物品税の税率を1ℓ当たり1.5チェコ・コルナ軽減 【2022年6月1日～2023年12月31日】
韓国	ガソリンや軽油に課される油類税について、税率を30%引下げ（2022年4月までは20%引き下げられていた） 【2022年5月1日～】
オランダ	燃料税の税率を以下のとおり軽減 ガソリン：1ℓ当たり0.173ユーロ軽減 軽油：1ℓ当たり0.111ユーロ軽減 液化石油ガス・液化天然ガス：45ℓ当たり2.22ユーロ軽減 【2022年4月1日～2022年12月31日】 燃料の物品税の税率を1ℓ当たり0ユーロとする 【2023年4月1日～2023年6月30日】
ノルウェー	鈹油税を廃止 【2023年1月1日～】
ポルトガル	石油製品税の税率を以下のとおり軽減 ガソリン：1ℓ当たり0.21058ユーロ軽減 軽油：1ℓ当たり0.18035ユーロ軽減 【2022年6月27日～2022年12月4日】 ※2022年12月5日からは、ガソリンは1ℓ当たり0.15377ユーロ軽減に、軽油は1ℓ当たり0.17119ユーロ軽減に変更
南アフリカ	一般燃料税の税率を1ℓ当たり1.5南アフリカ・ランド軽減 【2022年4月6日～2022年7月6日】 ※2022年7月7日～2022年8月2日までは一般燃料税を1ℓ当たり0.75南アフリカ・ランド軽減
スウェーデン	ガソリンと軽油のエネルギー税の税率を10ℓ当たり0.8スウェーデン・クローナ軽減 【2023年1月1日～】

（注）出典の情報を基に、実施されていること又は実施予定であることが確認できるものを掲げた。なお、既に終了した措置も含まれている。

（出典）IBFD, *Tax News Service* 各記事；各国政府及び議会のホームページ等を基に筆者作成。

Ⅲ 従価税と従量税の違いと減税を通じた効果

前章において概観したように、エネルギー価格の高騰への対応策として、従価税を減税している国もあれば、従量税を減税している国の事例も見られる。さらに、従価税と従量税のいずれの減税も実施するものの、減税時期や対象品目によって両税の減税を使い分けている事例もある。そして、従価税が課されている場合と従量税が課されている場合とでは、商品の価格が上昇した際に家計の行動や税制の「中立性」・「垂直的公平性」に対して及ぶ影響が同一ではない。

本章では、商品の価格が上昇した場合に家計の行動にどのような影響が生じるのかについて理論的に確認するとともに、従価税と従量税の下で商品の価格の上昇に伴って生じる影響の違いについても併せて考察する。

1 価格上昇時における従価税と従量税の影響の違い

(1) 商品の価格の上昇に伴う家計の行動の変化

商品の価格が上昇した場合、ミクロ経済学の一般的な理論に基づく(i)代替効果と(ii)所得効果の2つの経路を通じて、家計の行動に影響が生じる。

(i) 代替効果

代替効果とは、家計が特定の商品について抱く価格の相対的な「割高感」によって生じる効果である。すなわち、ある商品の価格が上昇した場合、価格が変化しなかった商品と比較して割高になる。その結果、家計は、価格が上昇した商品の消費量を減らし、価格が変化しなかった商品の消費量を増やすことで、各商品の消費量の間におけるバランスを変更し、自らの効用(満足度)を一定水準に保つこととなる¹¹。例えば、ガソリンの価格が上昇した場合、家計は自家用車の利用を控えて、公共交通機関の利用を増加させるかもしれない。

ある商品への課税に伴い家計にとっての税込価格が上昇する場合には、代替効果を通じて、当該商品の消費量が減少する一方で、課税の対象となっていない「その他の商品」の消費量が増加する。この効果は、商品への課税が従価税と従量税のいずれの形で行われる場合であっても、同様に現れる。

ただし、代替効果の大きさは、現実には、その商品を他の商品で代替することができるかどうかという点にも少なからず依存している¹²。仮にガソリン価格が上昇していても、代わりに利用できる公共交通機関等がない場合には、代替効果は発生しないであろう。

(ii) 所得効果

所得効果とは、商品の価格が上昇した場合、家計の実質所得¹³が減少し購買力が低下するこ

¹¹ 佐藤主光『公共経済学 15 講』(ライブラリ経済学 15 講 APPLIED 編 1) 新世社, 2017, pp.99-100.

¹² ジョセフ・E. スティグリッツ, カール・E. ウォルシュ(藪下史郎ほか訳)『スティグリッツミクロ経済学 第3版』東洋経済新報社, 2006, pp.113-116. (原書名: Joseph E. Stiglitz and Carl E. Walsh, *Economics*, 3rd ed., New York: Norton & Company, 2002.)

¹³ 名目所得を基準時点における物価水準で除したものの、時間の経過に伴う物価変動の影響を取り除くことで、家計の実質的な購買力を表している。

とで、全ての商品の消費量が減少するというものである¹⁴。例えば、ガソリン価格が上昇した場合を考えてみると、名目ベースで見た家計の名目所得が一定である限り、ガソリン価格の上昇を受けて家計の実質所得（物価の変化による影響を取り除いた所得）が従来よりも小さくなるため、家計は、ガソリンの消費量に加えて、ガソリン以外の商品の消費量もまた減少させることになるであろう。

一般に、ある商品への課税に伴い家計にとっての税込価格が上昇する場合には、所得効果を通じて、課税対象となった商品の消費量に加えて、課税の対象とはなっていない「その他の商品」の消費量も減少することになる¹⁵。

（2）税制の「中立性」・「垂直的公平性」への影響

ある商品を生産している企業（生産者）に間接税（従価税又は従量税）の課税が行われたと仮定する。そのとき、納税義務者としての生産者は、税負担の一部（場合によっては全部）を家計（消費者）に転嫁するため、その商品の家計から見た税込価格は上昇に向かう。そして、上述のとおり、家計は、その商品が正常財¹⁶である限り、代替効果と所得効果の双方を通じて、当該商品の消費量（需要量）を減少させる。一方、生産者の側では、仮に税負担の一部を家計に転嫁しきれなければ、その分だけ商品の税抜価格の低下に見舞われることになるため、当該商品の生産量（供給量）を減らすという行動の変化が生じるであろう。

ここで注目されるのは、こうした家計や企業による行動の変化を背景として、課税の「中立性」や「垂直的公平性」¹⁷に影響が生じること、そして従価税と従量税ではその影響の生じ方が異なることである。

（i）税制の「中立性」への影響

ある商品に税が課された場合、死荷重損失（deadweight loss）¹⁸が生じることが知られている。死荷重損失とは、課税に伴って経済に生じるゆがみの大きさのことであり、これが小さいほど税制の「中立性」が損なわれている度合いが小さいと考えられる。言い換えると、死荷重損失が大きいほど課税が家計や企業の行動に及ぼす影響もまた大きくなり、ひいては、経済全体として見た資源配分の非効率性が深刻化するということになる。

税が課されることによって消費者価格（消費者の側から見た税込みの価格）が上昇する一方、生産者価格（生産者の側から見た税抜き価格）は低下するため、需要量と供給量がともに減少する。そして、このことは、経済厚生（国民の効用を各種の基準に基づき集計したもの）を捉える尺度である社会的余剰の減少につながる（図2）。

¹⁴ ただし、所得効果の発生によって家計の実質所得が減少した場合に、消費量の減少が見込まれるのは、正常財（所得の増加（減少）に伴い需要が増加（減少）する財）に限る（佐藤 前掲注(11)；スティグリッツ，ウォルシュ 前掲注(12)）。

¹⁵ ここに示されているのは、いずれの商品も正常財であると仮定した場合に生じる現象である。

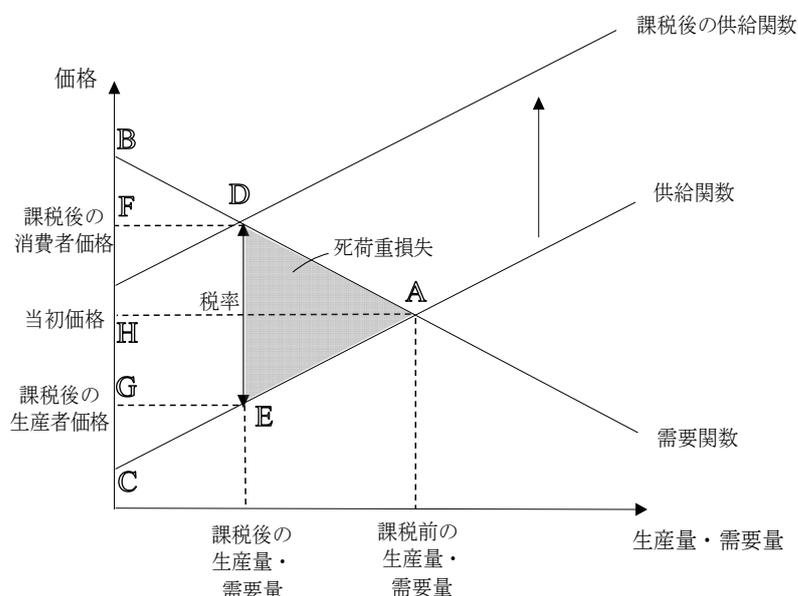
¹⁶ 前掲注(14)

¹⁷ 税制の「中立性」と「垂直的公平性」は、租税原則（望ましい税制が満たすべき複数の条件）の一部である。このほかの租税原則としては、税制の「水平的公平性」や税制が「簡素」であること等が挙げられる（麻生良文ほか『財政学15講』（ライブラリ経済学15講BASIC編 4）新世社，2018，pp.91-92.）。

¹⁸ 死荷重損失は、いわゆる厚生損失（welfare loss）と同義である。また、超過負担（excess burden）と呼ばれることもある。

社会的余剰は、消費者余剰（個人が消費を通じて得る満足）、生産者余剰（企業の売上げからコストを差し引いたもの）、そして政府の余剰（税金）という3つの余剰を合計したものと定義される。課税が行われる前には、消費者余剰の大きさが三角形 ABH の面積で、また、生産者余剰の大きさが三角形 ACH の面積で表される一方、政府の余剰はゼロであったことから、社会的余剰の大きさは三角形 ABC の面積と等しかった。しかし、課税が行われると、それに伴う需要量の減少は消費者余剰を三角形 DBF に減少させ、生産量の減少は生産者余剰を三角形 ECG へと減少させる。その一方で、長方形 DEGF に相当する政府の余剰が発生するものの、これらを合計した社会的余剰は、台形 DECB となる。このように、課税後の社会的余剰（台形 DECB）は、課税前の社会的余剰（三角形 ABC）よりも面積が小さくなる。経済学では、この場合の社会的余剰の減少分（三角形 ADE）が、課税に伴い発生する死荷重損失に相当すると考えられている。

図2 死荷重損失



(出典) 佐藤主光『公共経済学 15 講』（ライブラリ経済学 15 講 APPLIED 編 1）新世社，2017，pp.134-135 を基に筆者作成。

死荷重損失は、従価税と従量税のいずれの税が課された場合にも生じる。死荷重損失の大きさは、理論的には税率の 2 乗に比例することが知られている¹⁹が、税抜きの商品価格（以下「商品価格」）が上昇した場合における死荷重損失の変化の仕方は、従価税と従量税で大きく異なっている。

従価税の場合、税負担額は商品価格に対して比例的に増加するため²⁰、商品価格が変化するか否かにかかわらず、商品 1 単位当たりの税負担額を商品価格で除した税率（以下「実質的な税率」）に変化は見られず、その結果、死荷重損失にも変化は生じない。一方、従量税は、商品の数量に対して課されており、商品価格が上昇しても商品 1 単位当たりの税負担額は変化しない。このため、商品価格が上昇すると、従量税の「実質的な税率」は、その法定税率に変化がなくても低下に向かうこととなり、その結果、死荷重損失はむしろ小さくなる²¹。

このため、税制の「中立性」の観点からは、商品価格が上昇した場合に政府が政策的な対応を求められるような状況（死荷重損失の拡大）は、従価税、従量税のいずれの税についても、

¹⁹ 貝塚啓明『財政学』東京大学出版会，1988，pp.148-150。

²⁰ こうした従価税に特有の現象は、キーン (Michael Keen) 氏 (イギリスのエセックス大学と財政研究所 (IFS)) によって「従価税の乗数効果 (multiplier effect)」と呼ばれている (Michael Keen, "The Balance between Specific and Ad Valorem Taxation," *Fiscal Studies*, 19(1), 1998.2, p.5.)。同氏によれば、従価税が課されている場合、同効果が働くため、消費者価格の上昇の一部は自動的に政府の税金となる。言い換えれば、生産者は、税抜きの生産者価格を 1 ポンド引き上げるために、税込みの消費者価格について 1 ポンドを超える引上げを行わなければならない。これに対して、従量税の場合には、そのような効果は生じない。

²¹ *ibid.*, p.29.

特に生じないと考えられる²²。

(ii) 税制の「垂直的公平性」への影響

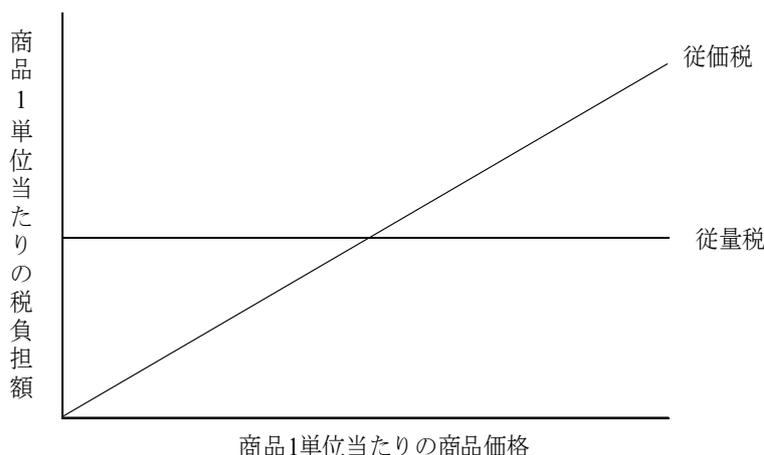
他方で、税制の「垂直的公平性」という観点からは、状況が異なってくる。なぜならば、上述のとおり、従価税と従量税では、商品価格が上昇した場合における「実質的な税率」の変化の仕方、すなわち、商品1単位当たりで見た税負担の変化の仕方が異なるからである²³ (図3)。

一般に、低所得世帯は高所得世帯と比較して可処分所得に占める消費支出の割合が大きい(平均消費性向が高い)上に、消費支出全体に占める生活必需品への支出の割合も大きい。そうした状況の下では、エネルギーや食料といった生活必需品の価格が上昇した場合に家計が見舞われる支出増加の度合いは、可処分所得との対比で見て、高所得世帯よりも低所得世帯の方がより大きくなる傾向がある²⁴。このため、生活必需品の価格が上昇すると、それに対する課税の方法によっては、税制の「垂直的公平性」の観点から問題が生じやすいと考えられる。

まず、生活必需品に従価税が課されている場合について考える。その場合には、家計にとつての従価税の負担額は、商品価格の上昇と比例的に増加することになる。そして、可処分所得

に対する従価税の負担割合は、上で述べた理由から、もともと高所得世帯よりも低所得世帯で大きく、生活必需品の価格が上昇すると低所得世帯の方が大きな従価税の負担増に見舞われることとなり、「垂直的公平性」の観点からの問題が深刻化しかねない。そのことは、従価税の法定税率引下げを通じた所得再分配が必要であるとの認識が強まる一因となる。

図3 商品価格の上昇に伴う税負担額の変化



(出典) 筆者作成。

それでは、生活必需品に従量税が課されている場合は、どうであろうか。結論を述べれば、政府による所得再分配が求められるような状況が、課税そのものから直接的に生じることはない。なぜならば、低所得世帯、高所得世帯ともに、生活必需品の価格が上昇しても、従量税の下では、価格上昇前と比べて税負担額が変化するわけではないためである。それどころか、課

²² ただし、従量税については、政府にとって税制の「中立性」の観点とは別の観点からの問題が生じ得る。それは、商品価格の上昇にもかかわらず税収が増加しない、すなわち、実質的な税収が減少するという問題である (*ibid.*)。

²³ 本稿では、説明を単純化するため、従価税及び従量税のそれぞれについて、商品価格の上昇に伴う家計の税負担の変化を考えるに当たって、価格の上昇に伴う消費量の減少については一切考慮に入れていない。その背景には、電力や天然ガス、ガソリンといったエネルギーについては、短期的な需要の価格弾力性が小さく、価格が上昇しても消費量が大きくは減少しないと考えられることがある (Xavier Labandeira et al., “A meta-analysis on the price elasticity of energy demand,” *Energy Policy*, vol.102, 2017.3, pp.549-568.)。

²⁴ Evangelos Charalampakis et al., “The impact of the recent rise in inflation on low-income households.” European Central Bank website <https://www.ecb.europa.eu/pub/economic-bulletin/focus/2022/html/ecb.ebbox202207_04~a89ec1a6fe.en.html>

税のみに着目すれば、商品価格当たりの税負担が商品価格の上昇に伴い低下に向かうことから、消費支出全体に占める生活必需品への支出の割合がより大きい低所得世帯の方が高所得世帯と比べた負担の減少が相対的に大きくなるとの見方もできないわけではない²⁵。そして、そのような見方を前提にすれば、所得再分配の必然性はむしろ低下するとも考えられよう。

2 諸外国における従価税と従量税の減税を通じた効果

このように考えると、諸外国においてエネルギー価格の上昇に伴って実施されている従価税の減税は、経済学的には、税制の「垂直的公平性」の観点に基づく高所得者から低所得者への所得再分配という考え方と整合的である。これに対して、諸外国における従量税の減税については、経済的な効果が必ずしも明確ではないと評価されよう。

しかしながら、エネルギー価格の高騰がとりわけ低所得世帯にとって大きなダメージをもたらしているとみられる中であっても、従価税の減税が所得再分配の観点から最適な施策であるのかどうかについては、議論の余地があろう。エネルギーに対する従価税の減税を行った場合の恩恵は、低所得世帯に限らず幅広い世帯（それには高所得世帯も含まれる。）に及ぶからである。さらに、従価税であるか従量税であるかを問わず、減税を行うこと自体が、価格の上昇によって需要を抑制するという本来の市場メカニズムを阻害し、更なるエネルギー価格の上昇をもたらすおそれもある²⁶。このため、特定の税目の逆進性により低所得者の税負担が相対的に大きくなっているとしても、そうした負担が別の累進的な税目によって相殺されるのであれば、大きな問題はないとの指摘²⁷や、所得再分配という政策目的を真に徹底するためには、エネルギー課税をめぐる減税という政策手段によるのではなく、むしろ所得移転の対象となるべき低所得世帯にターゲットを絞った形で給付を行うべきであるとの指摘²⁸なども、散見されることである。

おわりに

本稿では、今般のエネルギー価格の高騰への対応策としてエネルギー課税をめぐる減税を実施した国々のうち、従価税を減税した国の事例と従量税を減税した国の事例をそれぞれ紹介した上で、課税対象となっている商品の価格が上昇した場合に生じる資源配分上又は所得配分上の影響が従価税と従量税でいかに異なるか（経済的な効果の相違）について考察した。従価税の下では、エネルギーの税抜価格の上昇に伴い税の負担額も比例して増加する結果、消費全体に占めるエネルギー支出の割合が大きい低所得世帯が大きなダメージを被る。これに対して、従量税の場合には、エネルギー価格が上昇しても税込価格は税抜価格の上昇分以上には上がらず、従価税のような問題が生じることはない。

もっとも、エネルギー価格の高騰に伴い間接税によって引き起こされる問題、特に所得分配

²⁵ Ewald Nowotny, "Inflation and Taxation: Reviewing the Macroeconomic Issues," *Journal of Economic Literature*, 18(3), 1980.9, pp.1029-1032.

²⁶ 「IMF のガスパール財務局長に聞く 物価高対策 対象絞り給付」『日本経済新聞』2022.4.28.

²⁷ Ian Crawford et al., "Value Added Tax and Excises," James Mirrlees et al., eds., *Dimensions of Tax Design: The Mirrlees Review*, New York: Oxford University Press, 2010, p.327.

²⁸ David Amaglobeli et al., "Fiscal Policy for Mitigating the Social Impact of High Energy and Food Prices," *IMF Notes*, No.2022/001, 2022.6.7, pp.7-9. <<https://www.imf.org/en/Publications/IMF-Notes/Issues/2022/06/07/Fiscal-Policy-for-Mitigating-the-Social-Impact-of-High-Energy-and-Food-Prices-519013>>

上の問題に対応するための政策手段は、直接税を通じた再分配や家計向けの給付、そしてエネルギー関連産業（石油精製業者、石油輸入業者等）への補助金の支給など、従価税や従量税そのものを対象とした減税以外にも考えられる。したがって、対策を検討するに当たっては、間接税の減税はもちろん、それ以外の政策手段も視野に入れた幅広い議論が求められよう。

例えば、エネルギー価格が高騰する中で、従価税の逆進性を背景に低所得者の税負担が過大になったとしても、そうした過大な負担は、従価税の減税ではなく、所得税等の累進的な課税の強化によって相殺すればよいとの考え方があり得るかもしれない²⁹。あるいは、従価税の逆進性の問題については、政府から低所得者への給付という形で対応すれば、ターゲットをより絞った形での家計に対する支援が可能となろう³⁰。

2022年下半期以降、国際的な原油価格は低下傾向にあるものの、我が国では電気やガソリン等の消費者物価の上昇率は高止まりを続けている³¹。さらに、ウクライナ情勢の先行きが予断を許さないことなども踏まえると、我が国においてエネルギー価格が高騰を続けるリスクは依然として残っていると見えよう。

それだけに、今後も、エネルギー価格高騰への対策として、間接税の減税に限らない様々な政策手段の経済的効果を十分に比較した上で、国民生活という観点から、より望ましい政策手段を選択していくことが求められる。

²⁹ Crawford et al., *op.cit.*(27)

³⁰ Amaglobeli et al., *op.cit.*(28); 佐藤主光「小手先「トリガー条項」への対案」『週刊東洋経済』7043号, 2022.4.9, p.9.

³¹ 総務省「2020年基準 消費者物価指数」2023.5.19. <<https://www.stat.go.jp/data/cpi/sokuhou/tsuki/pdf/zenkoku.pdf>>